

法人名 医療法人輝栄会
所在地 福岡市東区千早4丁目14番40号

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和7年10月31日現在)

1. 資 産 額	8,261,919 千円
2. 負 債 額	9,004,138 千円
3. 純 資 産 額	△ 742,219 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,009,615
B 固 定 資 産	6,252,304
C 資 産 合 計 (A+B)	8,261,919
D 負 債 合 計	9,004,138
E 純 資 産 (C-D)	△ 742,219

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人輝栄会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県福岡市東区千早4丁目14番40号

貸借対照表

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する経過措置型医療法人)

(令和7年 10月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	2,009,615	I 流 動 負 債	1,572,173
現金及び預金	894,515	買 掛 金	139,377
事業未収金	953,531	短 期 借 入 金	605,100
たな卸資産	52,423	1年以内返済長期借入金	326,556
前払費用	15,064	1年以内返済リース債務	5,189
その他の流動資産	94,083	未 払 金	283,508
II 固 定 資 産	6,252,304	未 払 法 人 税 等	617
1 有 形 固 定 資 産	6,151,198	未 払 消 費 税 等	4,323
建 物	3,420,269	前 受 金	846
構 築 物	25,858	預 り 金	65,240
医療用器械備品	108,773	賞 与 引 当 金	141,418
その他の器械備品	72,824	その他の流動負債	
車 両	901	II 固 定 負 債	7,431,965
土 地	2,519,989	長 期 未 払 金	75,431
その他の有形固定資産	2,583	リ ー ス 債 務	18,594
2 無 形 固 定 資 産	37,158	長 期 借 入 金	7,119,517
借 地 権		退職給付引当金	199,059
ソフトウェア	36,742	その他の固定負債	19,365
その他の無形固定資産	416	負 債 合 計	9,004,138
3 その他の資産	63,948	純 資 産 の 部	
有 価 証 券	62	科 目	金 額
長期前払費用	5,561	I 出 資 金	280,000
長期前払消費税等	20,186	II 積 立 金	△ 1,022,219
その他の固定資産	38,140	繰越利益積立金	△ 1,022,219
資 産 合 計	8,261,919	純 資 産 合 計	△ 742,219
		負債・純資産合計	8,261,919

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人輝栄会
所在地 福岡県福岡市東区千早4丁目14番40号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)
(自 令和6年 11月 1日 至 令和7年 10月 31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			4,701,158
2 事業費用			4,676,490
本来業務事業利益			24,668
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			515,539
2 事業費用			532,086
附帯業務事業損失			16,547
事業利益			8,121
II 事業外収益			
受取利息	1,068		
その他の事業外収益	39,454		40,522
III 事業外費用			
支払利息	61,668		
その他の事業外費用	7,930		69,599
経常損失			20,956
IV 特別利益			
固定資産売却益	53		
その他の特別利益	760		813
V 特別損失			
貸倒引当金繰入額	50,000		50,000
税引前当期純損失			70,143
法人税・住民税及び事業税		617	617
当期純損失			70,760

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

事業報告書

(自 令和 6 年 11 月 1 日 至 令和 7 年 10 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人輝栄会
	① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
	② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
	☒ その他
	③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
	注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡県福岡市東区千早4丁目14番40号
-------------	---------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 19 年 3 月 20 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	平成 19 年 4 月 9 日
-------------	-----------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	中村 吉孝	
理 事	淵上 徹彦	
同	淵上 泰弘	
同	中村 貴子	
同	藤光 和宏	
監 事	山口 和美	
同		
同		
同		
同		

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病 院	医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院	4010211698	福岡市東区千早 4丁目14番40号	一般病床 214 床 療養病床 45 床 〔医療保険 45 床〕 〔介護保険 0 床〕 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	医療法人輝栄会 トリニテ千早クリニッ ク	4010213009	福岡市東区千早 5丁目2番22号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 〔医療保険 0 床〕 〔介護保険 0 床〕
介護老人 保健施設				入所定員 名 通所定員 名
介護 医療院				入所定員 名 通所定員 名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
地域支援事業	福岡市東区千早4丁目14番40号	
居宅介護支援事業	福岡市東区千早5丁目12番10号	
小規模多機能型居宅介護事業	福岡市東区松崎2丁目7番21号	
認知症対応型老人共同生活援助事業	福岡市東区松崎2丁目7番21号	
老人居宅介護事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
介護保険法に基づく福岡市の指定を受けて行う第1号訪問事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
有料老人ホーム事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
老人ディサービス事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
介護保険法に基づく福岡市の指定を受けて行う第1号通所事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
サービス付き高齢者向け住宅事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	
サービス付き高齢者向け住宅事業	福岡市東区千早5丁目2番22号	高齢者向け有料賃貸住宅
サービス付き高齢者向け住宅事業	福岡市東区松崎2丁目7番21号	
サービス付き高齢者向け住宅事業	福岡市東区香椎浜4丁目8番1号	

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 7 月 1 日	改修工事等に関する入札業者選定の件
令和 8 年 1 月 30 日	設備投資計画の件
令和 8 年 1 月 30 日	決算、次年度予算等報告
令和 年 月 日	

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

- (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

- (9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 医療法人輝栄会

所在地 福岡市東区千早4丁目14番40号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	中村 吉孝	医師	当法人理事長	当法人銀行借入に対する担保被提供(注1)	7,769,981	—	—
				銀行借入に対する担保提供(注2)	135,782	—	—
				当法人銀行借入に対する被保証(注3)	6,993,731	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当法人は、銀行借入に対して理事長中村吉孝より担保提供を受けております。病院土地の取得及び建物の建設のための資金の借入れに対するものです。

(注2) 当法人は、理事長中村吉孝の銀行借入に対して担保提供を行っております。病院に付属する立体駐車場の建設のための資金借入れに対するものです。

(注3) 当法人は、銀行借入に対して理事長中村吉孝より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

監事監査報告書

医療法人 輝栄会

理事長 中村 吉孝 殿

私は、医療法人 輝栄会の令和6会計年度（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年1月30日

医療法人 輝栄会

監事 山口 和美



重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び平成 28 年 4 月 1 日以降取得の付属設備・構築物は定額法、その他資産は定率法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

3 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もり、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税は長期前払消費税等に計上し、5 年で均等償却を行っております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

運営費補助金等の補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

単位：千円

科目	金額
建物	3,420,269
土地	2,519,989
計	5,940,258

【担保に係る債務】

単位：千円

科目	金額
短期借入金	570,000
長期借入金（1年内返済予定含む）	7,199,981
計	7,769,981

7 法51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

① 法人である関係事業者

該当ありません。

② 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					(千円)		(千円)
役員及びその近親者	中村吉孝	医師	当法人の理事長	当法人銀行借入に対する担保被提供(注 1)	7,769,981	—	—
				銀行借入に対する担保提供(注 2)	135,782	—	—
				当法人銀行借入に対する被保証(注 3)	6,993,731	—	—
取引条件および取引条件の決定方針等							
(注 1) 当法人は、銀行借入に対して理事長中村吉孝より担保提供を受けております。病院土地の取得及び建物の建設のための資金の借入れに対するものです。 (注 2) 当法人は、理事長中村吉孝の銀行借入に対して担保提供を行っております。病院に付属する立体駐車場の建設のための資金借入れに対するものです。 (注 3) 当法人は、銀行借入に対して理事長中村吉孝より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。							

8 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

9 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

10 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 賃貸処理をしたファイナンス・リース取引

	リース料総額	未経過リース料
車両	8,952 千円	6,575 千円

② 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

単位：千円

科目	債権金額	貸倒引当金の 当期末残高	債権の 当期末残高
仮払金	102,281	101,000	1,281

③ 減価償却累計額の総額

単位：千円

有形固定資産の減価償却累計額	3,424,076
----------------	-----------

④ 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

単位：千円

補助金等の内訳	交付者	損益計算書 への影響額	貸借対照表 への影響額
福岡県医療機関等物価高騰対策支援金	福岡県	5,801	—
福岡市介護施設等物価高騰対策支援金	福岡市	3,505	—
福岡県 ICT 導入支援事業費補助金	福岡県	3,200	—
福岡県介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金	福岡県	2,095	—
電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金	社会保険診療報酬支払基金	1,246	—

独立監査人の監査報告書

令和8年1月23日

医療法人輝栄会
理事会 御中

中西裕二公認会計士事務所

福岡県福岡市

公認会計士 中西 裕二

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人輝栄会の令和6年11月1日から令和7年10月31日までの令和6年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起

すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上